

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：グローバル事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 福本 国徳
- (3) 所 在 地：熊本県熊本市東区長嶺南8丁目15番26号

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第4号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者が技能実習法に違反していた事実を把握したにもかかわらず、当該事実の隠ぺいに加担し、技能実習生に対して、外国人技能実習機構の実地検査において、事実と異なる虚偽の答弁を行うよう誘導したことから、認定計画に従って実習監理を行っていないと認められ、技能実習法第37条第1項第4号（技能実習法第39条第1項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：レインボー協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 岡本 亮二
- (3) 所 在 地：香川県高松市檀紙町1135-1

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことから、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：赤城造林有限会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 新井 裕久
 - (3) 所 在 地：群馬県沼田市利根町根利450番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）
令和5年5月1日認定「認2204062708」
同年6月5日認定「認2304008371」
令和6年3月7日認定「認2304083351」
同年4月1日認定「認2304087699」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社荒尾きのこセンター
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 前田 和仁
- (3) 所 在 地：熊本県荒尾市牛水391番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

- 令和4年12月22日認定「認2213005113」
- 令和5年6月15日認定「認2313002416」
- 同年7月6日認定「認2313004187」「認2313004188」
- 令和6年2月20日認定「認2313012264」「認2313012265」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の答弁を行ったことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社W i n k
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 富田 貴行
- (3) 所 在 地：岐阜県土岐市泉町定林寺804-7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和5年3月14日認定「認2206049009」
同年10月11日認定「認2306024808」「認2306024815」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかつたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社共立プラスチック
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井上 義孝
- (3) 所 在 地：山口県岩国市小瀬1458番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（20件）

令和2年11月12日認定「認2009011956」「認2009011957」「認2009011958」

同年12月8日認定「認2009013970」「認2009013971」「認2009013973」

「認2009013974」「認2009013975」「認2009013976」

令和3年7月13日認定「認2109002503」

同年10月27日認定「認2109006732」

令和4年1月18日認定「認2109009983」「認2109009984」「認2109009985」

「認2109009986」「認2109009987」「認2109009988」

同年2月28日認定「認2109011948」「認2109011949」「認2109011950」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ZAMBRANO RUMAYNA VICTOR
- (2) 代表者氏名：ZAMBRANO RUMAYNA VICTOR
- (3) 所在地：愛知県豊川市三蔵子町中荒古22番地の19

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

令和6年2月5日認定「認2306042125」

同年4月3日認定「認2306054351」「認2306054352」

同月16日認定「認2306057069」「認2306057070」

令和7年3月25日認定「認2406054438」「認2406054439」「認2406054440」

同年5月19日認定「認2506004079」「認2506004080」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反したことにより、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑が確定したと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第1号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：多度津造船株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 檜垣 清志
- (3) 所 在 地：香川県仲多度郡多度津町東港町1番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（131件）

令和4年1月21日認定 「認2110002821」「認2110002822」「認2110002823」

令和5年3月6日認定 「認2210004245」「認2210004246」「認2210004247」

「認2210004248」「認2210004249」「認2210004250」

「認2210004251」「認2210004412」「認2210004413」

「認2210004414」「認2210004415」「認2210004416」

「認2210004417」「認2210005000」「認2210005001」

「認2210005002」「認2210005003」「認2210005004」

「認2210005005」「認2210005006」「認2210005007」

「認2210005008」「認2210005009」「認2210005010」

同月7日認定 「認2210005143」「認2210005144」「認2210005145」

「認2210005146」「認2210005147」「認2210005148」

「認2210005149」「認2210005150」「認2210005151」

「認2210005152」「認2210005153」「認2210005154」

同年6月21日認定 「認2310001002」「認2310001034」

同月22日認定 「認2310000507」「認2310000508」「認2310000509」

「認2310000510」「認2310000511」「認2310000512」

「認2310000513」「認2310000514」「認2310000515」

「認2310000516」「認2310000715」「認2310000716」

「認2310000717」「認2310000718」「認2310000719」

「認2310000720」「認2310000721」「認2310000722」

「認2310000723」「認2310000724」「認2310000725」

同年9月5日認定 「認2310002678」「認2310002679」「認2310002680」

同月7日認定 「認2310002357」「認2310002358」「認2310002359」

「認2310002360」「認2310002361」「認2310002362」

「認2310002363」「認2310002364」「認2310002365」

「認2310002366」「認2310002367」「認2310002368」

「認2310002369」

同年10月17日認定 「認2310002813」「認2310002814」

同月27日認定 「認2310002802」「認2310002805」「認2310002806」

「認2310002807」「認2310002808」「認2310002811」

同年11月8日認定 「認2310002803」

同年12月13日認定 「認2310004054」「認2310004055」「認2310004056」

令和6年3月5日認定 「認2310005208」「認2310005209」「認2310005210」

「認2310005211」「認2310005212」「認2310005213」

「認2310005214」「認2310005215」「認2310005216」

「認2310005217」「認2310005218」「認2310005219」

「認2310005220」「認2310005221」「認2310005222」
「認2310005223」「認2310005224」
同年7月23日認定「認2410001274」「認2410001275」「認2410001276」
「認2410001277」「認2410001278」「認2410001279」
「認2410001280」「認2410001281」「認2410001282」
「認2410001283」「認2410001284」「認2410001285」
「認2410001286」
同年10月23日認定「認2410002413」「認2410002414」「認2410002415」
「認2410002416」「認2410002417」「認2410002418」
「認2410002419」「認2410002420」「認2410002421」
同月29日認定「認2410003202」「認2410003203」

3 残留等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 残留等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社仲井農園
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 仲井 貞一
- (3) 所 在 地：大分県豊後高田市小田原2553番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（30件）

令和3年8月2日認定「認2112002672」「認2112002673」「認2112002674」「認2112002675」

同年10月7日認定「認2112005145」

同年12月6日認定「認2112006967」

同月8日認定「認2112007228」「認2112007229」

令和4年4月13日認定「認2212000049」

同年7月12日認定「認2212002660」

同年8月9日認定「認2212002730」

同年11月16日認定「認2212006889」

同月24日認定「認2212007665」

同年12月12日認定「認2212010282」

令和5年1月20日認定「認2212011305」

同年3月1日認定「認2212014877」「認2212014878」「認2212014879」

「認2212014880」「認2212014881」「認2212014882」

「認2212016506」「認2212016507」

同年4月12日認定「認2212018723」

同年9月4日認定「認2312007625」「認2312007626」「認2312007627」

「認2312007628」「認2312007629」「認2312007630」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、並びに外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の出勤簿及び賃金台帳を提示し、虚偽の答弁を行ったことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ネクサス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小原 和也
- (3) 所 在 地：岩手県花巻市北湯口第1地割46番地40

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（18件）

令和2年9月7日認定「認2002005195」「認2002005196」「認2002005197」「認2002005198」「認2002005199」「認2002005200」

同年10月28日認定「認2002006614」

同年11月30日認定「変認2002000329」

令和3年7月13日認定「認2102001218」「認2102001219」「認2102001220」「認2102001221」「認2102001222」

同年9月6日認定「認2102002421」「認2102002422」「認2102002423」「認2102002424」「認2102002425」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、並びに外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の出勤簿及び賃金台帳を提出したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ネクスト誠株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 平井 拓也
- (3) 所 在 地：東京都港区芝4丁目7番6号芝ビルディング704

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16件）

- 令和4年8月26日認定「認2204016221」
- 令和5年6月14日認定「認2304009521」「認2304009522」
 - 同年10月2日認定「認2304045169」「認2304045170」「認2304045171」
- 令和6年1月11日認定「変認2304002449」「変認2304002452」「変認2304002453」「変認2304002454」
 - 同年8月1日認定「認2404026277」「認2404026278」「認2404026279」
 - 同月19日認定「認2404030763」「認2404030764」「認2404030765」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社藤原縫製
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤原 壽子
- (3) 所 在 地：徳島県美馬市美馬町字丈寄138番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）

令和6年3月21日認定「認2310005570」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：松下建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松下 正人
- (3) 所 在 地：大阪府東大阪市若江東町4丁目4番13号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 令和4年2月21日認定「認2108021665」
- 令和5年9月11日認定「認2308022100」
- 同年10月13日認定「認2308025799」
- 令和7年1月24日認定「認2408030658」「認2408030659」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：丸昭建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松村 陽一郎
代表取締役 松村 健由
- (3) 所 在 地：熊本県人吉市西間上町2479番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和6年9月24日認定「認2413005412」「認2413006337」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和7年12月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。